

令和8年第2回農業委員会定例会議事録

開催日時 令和8年2月6日（金）14時00分～

開催場所 羽曳野市役所 議会棟 第二委員会室

出席一覧表

地区名		役職	農業委員	出・欠	農地利用最適化推進委員	出・欠	
東部地区	古市		松永 年實	○			
			麻 隆司	○			
			笹本 育司	○			
					松本 武博	○	
	西浦			塩田 勝則	○		
				高橋 寛	○		
				井口 優	○		
					辻本 弘吉	○	
	駒ヶ谷	副会長		堀内 利弘	○		
				植野 純央	○		
				吉田 隆美	○		
						吉田 繁	○
西部地区	埴生	副会長	高岡 直吉	○			
					尼丁 正寄	○	
	高鷲	会長	奥野 晋也	○			
			松本 忠久	○			
	丹比		大谷 章	○			
			小池 良夫	○			
				大谷 憲央	○		

出席委員（農業委員 14名）（推進委員 5名）

欠席委員（農業委員 0名）（推進委員 0名）

農業委員会事務局 小池靖彦 葉山浩章 吉村直樹 渡辺正治

案 件

・報告 第 3 号	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について	1 件
・報告 第 4 号	生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について	1 件
・議案 第 3 号	農地法第3条の規定による許可申請について	4 件
・議案 第 4 号	農用地利用集積等促進計画(案)の承認について	7 件
・議案 第 5 号	農用地利用集積等促進計画(案)の承認について	15 件

以上、会議の顛末は、事務局で記載したものであるが、その内容の正確であることを証するため、ここに署名する。

議 長

委 員

委 員

【開会 14:00】

事務局	<p>みなさんこんにちはは定刻となりましたので、ただ今より令和8年第2回農業委員会定例会を開催させていただきます。</p> <p>まず出席委員数につきましては、定足数に達しておりますので、本定例会は成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>それでは開会にあたりまして、奥野会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
奥野会長	<p>みなさんこんにちは。今日はぽかぽかとあったかい日ではございますけども、先週は冬一番の寒波がきまして凍るような寒さでございましたけどもみなさんいかがお過ごしでしょうか。</p> <p>さて、先般も通知がありましたように南大阪地区の農業委員会の講習会が来月の3月13日にリックはびきの方でありますので、当市が当番市となっておりますので、一人でも多くの方にご参加いただきますようよろしくお願いいたします。</p> <p>今日は議案の方がたくさんありまして、報告案件が2件、3条の議案が4件、農用地利用集積等促進計画が22件の合計28件ありますので、スムーズに進行できますようにみなさまよろしくお願いいたします。</p> <p>選挙とかもありますけども、寒い日が続きますけども、お体には十分気を付けてもらいまして日々の活動頑張ってくださいと思います。</p> <p>それでは、案件の概要説明の方事務局の方よりよろしくお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、令和8年第2回農業委員会定例会の案件の概略を説明させていただきます。</p> <p>まず、はじめに、報告第3号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について 高鷲地区1件です。</p> <p>次に、報告第4号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について 丹比地区1件です。</p> <p>次に、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について 駒ヶ谷地区3件、西浦地区1件の計4件です。</p> <p>次に、議案第4号 農用地利用集積等促進計画(案)の承認について 古市地区5件、西浦地区2件の計7件です。</p> <p>次に、議案第5号 農用地利用集積等促進計画(案)の承認について 駒ヶ谷地区10件、古市地区4件、西浦地区1件の計15件です。</p> <p>以上 本日までご審議いただきます案件については、報告案件が2件、議案案件が26件合計28件となります。</p> <p>それでは議長よろしくお願いいたします。</p>
奥野議長	<p>本定例会は成立していますこと、さきほど事務局長から報告がありました。</p>

	<p>それでは、議案に入る前に、私から議事録署名委員を指名させていただくことにご異議ございませんか。</p>
委 員	<p>異議なし。</p>
奥野議長	<p>それでは、本日の議事録署名委員を塩田委員と吉田繁委員にお願いしたいと思います。</p> <p>それでは、報告第3号農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、事務局より説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>農地法第4条第1項第7号の届出について、ご説明をさせていただきます。この届出は、市街化区域農地の転用に係る届出です。自分の土地を自分のために使用するための届出となります。</p> <p>位置図①4条届出をご参照ください。 地区名は高鷲地区です。 対象農地は南恵我之荘六丁目690番 地目は田 面積は376㎡ 届出人は、議案書のとおりです。 転用目的は、駐車場で、転用済みの案件となっております。 現地確認委員は、松本忠久委員です。</p> <p>なお、本届出について、農地法関係事務処理にかかる処理基準第6の3の(2)の届出を受理しない場合に該当しないため、本議案の受理について問題はありません。現地確認していただきました結果、確認委員から異議がございませんでしたのでご報告いたします。</p> <p>説明は以上です。よろしくお願いいたします。</p>
奥野議長	<p>農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、地元委員から異議がございませんでしたので、専決処理させていただきました。 地区委員、他の委員承認よろしくお願いします。</p> <p>報告第4号生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について事務局から説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について、ご説明させていただきます。これは、生産緑地を除外したいという意向のもと、生産緑地法第10条の規定に基づく買取り申出を行うことを目的に、農業の主たる従事者であったことを証明するものです。</p> <p>位置図②従事者証明をご参照ください。 地区名は丹比地区です。 買取申出生産緑地は郡戸16番 地目は 田 面積は 9.91 ㎡ 郡戸17番 地目は 田 面積は 730 ㎡ 申出をする者、買取申出事由の生じた者、買取申出事由は、議案書のとおりとなります。 事由が生じた日は、令和7年6月13日です。 現地確認委員は 小池委員です。 現地確認していただきました結果、確認委員から異議がございませんでしたのでご報告いたします。</p>

	説明は以上です。よろしくお願いいたします。
奥野議長	生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について、地元委員から異議がありませんでしたので、専決処理させていただきました。 地区委員、他の委員、承認よろしくお願いいたします。
	議案第3号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。
事務局	議案第3号農地法第3条の規定による許可申請につきまして4件ご説明させていただきます。
	1件目です。本件は、農地の所有権移転を行うものです。 地図③3条許可をご参照ください。 地区名は駒ヶ谷地区です。申請地は議案書のとおりです。 譲受人、譲渡人は議案書のとおりです。 権利については所有権移転です。 申請地は、周辺にブドウ畑が点在する農地で、ビニールシートと棚は良好な状態です。 譲受人は、太子町での農地を約8,000㎡借りておりブドウ等を耕作されています。また太子町から耕作状況証明書を提出され、適正に営農されていることが判断できております。 申請地においてはぶどうを作付けする予定です。 以上のことから、農地を適正に管理されていることから、今後も農地を良好に耕作されるものとして支障は無いと判断しております。
	続いて2件目です。 本件は農地の所有権移転を行うものです。 地図③3条許可をご参照ください。 地区名は、駒ヶ谷地区です。申請地は議案書のとおりです。 譲受人、譲渡人は議案書のとおりです。 権利については所有権移転です。 この件につきましては、先程の件の農地に隣接しています。 申請地は、周辺にブドウ畑が点在する農地で、ビニールシートと棚は良好な状態です。 譲受人は、当市内のブドウ農家で所有農地や借受地を増やして規模を拡大している農家の方です。申請地においてもぶどうを作付けする予定です。 実績のある農家の方なので、今後も農地を良好に耕作されるものとして支障は無いと判断しております。
	3件目です。 本件は、農地の所有権移転を行うものです。 地図④3条許可をご参照ください。 地区名は駒ヶ谷地区です。申請地は議案書のとおりです。 譲受人、譲渡人は議案書のとおりです。権利については所有権移転です。 この件につきましては、先程の件の農地に隣接しています。 譲受人は、自分の農地に隣接する譲渡人の農地について、以前から耕作が出来ず

事務局	<p>草刈だけは行っている状態で、売ってしまいたいとの相談を受けておりました。譲受人も隣接がこのまま遊休農地化するならば、耕作してみようということで申請があったものです。</p> <p>譲受人は壺井の平野部分に農地を所有しております。申請地において水稻を計画されています。年間150日間従事できるとのことで、他の所有農地も含めて耕作を維持できると聞いております。</p> <p>他の所有農地同様に農地として維持できると判断しています。</p> <p>4件目です。</p> <p>本件は、農地の所有権移転を行うものです。</p> <p>地図⑤3条許可をご参照ください。</p> <p>地区名は駒ヶ谷地区です。申請地は議案書のとおりです。</p> <p>譲受人、譲渡人は議案書のとおりです。権利については所有権移転です。</p> <p>申請地は、水稻が多く集まる地域で、譲受人が申請地周辺に所有農地があり、所有者から相談があったので、耕作するには所有農地の多くが近接していることから便利なることもあり、購入されることになったものです。</p> <p>作付けは水稻を計画。機材、従事日数は十分で、他の所有農地同様に適正な営農状態を維持されるものと判断いたします。</p> <p>農地の状況は耕されていて良好な状態です。</p> <p>適正に管理されているものとし支障はないものと判断しております。</p> <p>以上4件についてご審議いただきますようよろしくお願いいたします。</p>
奥野議長	1件目の駒ヶ谷地区の農地法第3条の規定による許可申請についてについて、地元委員いかがですか。
地元委員	2月2日に現地を確認してまいりました。大粒のブドウを生産されるようで、すぐに収穫できることで結構なことだと思います。
奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、地区委員も異議ないようですが、他の委員いかがですか。
他の委員	異議なし。
奥野議長	異議がないようですので、1件目の駒ヶ谷地区の農地法第3条の規定による許可申請について原案どおり可決決定いたします。
	2件目の駒ヶ谷地区の農地法第3条の規定による許可申請についてについて、地元委員いかがですか。
地元委員	これも2月2日に見てまいりました。ここはまだブドウのハウスの中に棚がありまして、ブドウの木は伐採されておりまして、これから植栽されて4年ほどしたら生産、ブドウの収穫ということになると思います。わりときれいにされていていきますので結構なことかと思えます。以上です。
奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、地区委員も異議ないようですが、他の委員いかがですか。
他の委員	異議なし。
奥野議長	異議がないようですので、2件目の駒ヶ谷地区の農地法第3条の規定による許可申請について原案どおり可決決定いたします。
	3件目の駒ヶ谷地区の農地法第3条の規定による許可申請についてについて、地元委員いかがですか。

地元委員	1月31日に現地を見てまいりまして、地元の方なのでできると思います。問題ないと思います。
奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、地区委員も異議ないようですが、他の委員いかがですか。
他の委員	異議なし。
奥野議長	異議がないようですので、3件目の駒ヶ谷地区の農地法第3条の規定による許可申請について原案どおり可決決定いたします。 4件目の西浦地区の農地法第3条の規定による許可申請について、地元委員いかがですか。
地元委員	譲受人の方、となりに自分の農地を持っておられまして、水稻等を作るということで問題ないと思います。
奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、地区委員も異議ないようですが、他の委員いかがですか。
他の委員	異議なし。
奥野議長	異議がないようですので、4件目の西浦地区の農地法第3条の規定による許可申請について原案どおり可決決定いたします。 議案第4号農用地利用集積等促進計画(案)の承認について、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第4号、この議案につきまして7件続けてご説明させていただきます。 1件目です。地図⑥利用権設定をご参照ください。 地区名は古市地区です。 申請地は川向64番 地目は田 面積は968㎡ 利用権設定に係る所有者、転借人他詳細につきましては、議案書のとおりですので、ご参照ください。 新規案件で、権利の設定は、使用貸借権です。 期間につきましては、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間です。 借手につきましては、市外の法人で主たる業務は所有農地と借受農地で水稻を耕作しています。所有地は1万2000㎡、借受地は22万㎡の規模で富田林、太子町、河南町、千早赤阪村に及びます。トラクター3台、田植機3台、コンバイン5台の機材を保有。 代表者の農業従事日数は25年、認定農業者で国版を持っています。 雇用人数は6人で、合計1,500日の従事日数を計画されております。 当市においても活動されており、規模も拡大され、活動地域での実績と周辺農地とも調和されていますので、今後の営農活動も計画的に進められると判断いたします。現地の状況は、しばらく耕作されていない所もありますが、保全整備を行い作付けには支障はないと聞いております。 2件目です。地図⑥利用権設定をご参照ください。 地区名は古市地区です。 申請地は川向103番2 地目は田 面積は811㎡ 利用権設定に係る所有者、転借人他詳細につきましては、議案書のとおりですの

事務局

で、ご参照ください。

新規案件で権利の設定は、使用貸借権です。

期間につきましては、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間です。

この件についても、借手が前案件と同じ法人で、同様に今後の営農について計画通りに効率的に営農活動されるものと判断いたします。

3件目です。地図⑥利用権設定をご参照ください。

地区名は古市地区です。

申請地は川向104番4 地目は田 面積 877㎡

利用権設定に係る所有者、転借人他詳細につきましては、議案書のとおりですので、ご参照ください。

権利の設定は、使用貸借権です。

期間につきましては、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間です。

この件についても、借手が前案件と同じ法人で、同様に今後の営農について計画通りに効率的に営農活動されるものと判断いたします。

4件目です。地図⑦利用権設定をご参照ください。

地区名は古市地区です。

申請地は川向112番 地目は田 面積は 343㎡

川向113番 地目は田 面積は 1,074㎡

利用権設定に係る所有者、転借人他詳細につきましては、議案書のとおりですので、ご参照ください。

更新案件で権利の設定は、使用貸借権です。

期間につきましては、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間です。

この件についても、借手が前案件と同じ法人で、既に契約されている更新案件です。先程同様に今後の営農について計画通りに効率的に営農活動されるものと判断いたします。

5件目です。地図⑧利用権設定をご参照ください。

地区名は古市地区です。

申請地は川向115番 地目は田 面積は 439㎡

利用権設定に係る所有者、転借人他詳細につきましては、議案書のとおりですので、ご参照ください。

権利の設定は、使用貸借権です。

期間につきましては、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間です。

この件についても、借手が前案件と同じ法人で、既に契約されている更新案件です。先程同様に今後の営農について計画通りに効率的に営農活動されるものと判断いたします。

以上5件の現地確認委員は松永委員です。

6件目です。地図⑨利用権設定をご参照ください。

地区名は西浦地区です。

申請地は西浦949番 地目は田 面積は 1,130㎡

西浦951番1 地目は田 面積は 1,040㎡

西浦952番 地目は田 面積は 624㎡

事務局	<p>西浦 953 番1 地目は田 面積は 479㎡</p> <p>利用権設定に係る所有者、転借人他詳細につきましては、議案書のとおりですので、ご参照ください。</p> <p>権利の設定は、使用貸借権です。</p> <p>期間につきましては、令和8年4月1日から令和 18年3月31日までの10年間です。</p> <p>この件につきましては既に契約されている更新案件です。</p> <p>借手は農業に従事して6年、従事日数300日、主な作付けはミニトマト、ハーブ、ほうれん草、水菜です。</p> <p>機材は噴霧器、スパイダー、耕運機を所有。現地はビニールハウスにて販売所も中に併設しています。</p> <p>近隣の農地にも支障もなく営農されていますので今後も問題ないと判断します。</p> <p>現地確認委員は 辻本委員です。</p> <p>7件目です。地図⑩利用権設定をご参照ください。</p> <p>地区名は西浦地区です。</p> <p>申請地は西浦一丁目2005番1 地目は田 面積は 674㎡</p> <p>西浦一丁目2009番 地目は田 面積は 1,140㎡</p> <p>利用権設定に係る所有者、転借人他詳細につきましては、議案書のとおりですので、ご参照ください。</p> <p>新規案件で権利の設定は、使用貸借権です。</p> <p>期間につきましては、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間です。</p> <p>この案件はJA 中河内さんからの紹介で新規で借りられるものです。</p> <p>借手は、市外在住ですが通作する距離は問題ありません。また、認定農業者で国版を持っておられ、9人を雇用しており農地の規模は所有地9,920㎡、借受地1万4865㎡、を松原市内で営農されています。</p> <p>トラクター3台、田植機1台、コンバイン2台、トラック3台、バン1台を所有。</p> <p>営農的に今回の農地も含め支障なく耕作されるものと判断します。</p> <p>以上、現地確認委員は井口委員です。</p> <p>ご審議のほどよろしく願いいたします。</p>
奥野議長	1件目の古市地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、地元委員いかがですか。
地元委員	<p>この件、上から5件をまとめてお願いします。1月29日に現地を確認いたしまして、石川と飛鳥川の間には挟まれた水田地帯ですべて同じようなところであって一目で見渡せる場所です。全て水田地帯で現地も稲刈りも終わった状態で、6月になったらまた稲作をされるものと思います。</p> <p>この5件の案件につきましては何ら問題ないと思います。</p> <p>一括承認していただければ、よろしく願いいたします。</p>
奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、地区委員も異議ないようですが、他の委員いかがですか。
他の委員	異議なし。
奥野議長	<p>異議がないようですので、原案どおり承認いたします。</p> <p>1件目から5件目の古市地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、農地中間管理機構に承認の旨を回答いたします。</p>

奥野議長	6件目の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、地元委員いかがですか
地元委員	一日に見てきたんですけども、ハウスの方もきっちりと栽培されていて、前の土地もある程度整備されてて問題ないと思います。
奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、地区委員も異議ないようですが、他の委員いかがですか。
他の委員	異議なし。
奥野議長	異議がないようですので、原案どおり承認いたします。 6件目の西浦地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、農地中間管理機構に承認の旨を回答いたします。
奥野議長	7件目の西浦地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、地元委員いかがですか。
地元委員	1月30日に現地確認させていただきました。ここの周り、みんな水稲されて、ここを●●さん借りてくれはったら丁度良好になると思いますので問題ないと思います。
奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、地区委員も異議ないようですが、他の委員いかがですか。
他の委員	異議なし。
奥野議長	異議がないようですので、原案どおり承認いたします。 7件目の西浦地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、農地中間管理機構に承認の旨を回答いたします。
奥野議長	議案第5号農用地利用集積等促進計画(案)の承認について、事務局から説明をお願いします。
奥野議長	議案第5号農用地利用集積等促進計画(案)の承認について、15件説明させていただきます。 1件目です。地図①利用権設定をご参照ください。 地区名は、駒ヶ谷地区です。申請地は 駒ヶ谷 539番・540番合併です。 地目は田 面積は 1,094㎡ 利用権設定に係る所有者、転借人他詳細につきましては、議案書のとおりですので、ご参照ください。 新規案件で権利の設定は使用貸借権です。 期間につきましては、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間です。 借手につきましては、26歳の方で、農業従事年数は4年、1年の従事日数は300日、作付けはブドウ、既に借受地396㎡あり営農中です。 機材もそろえておられ、規模を拡大となりますが、現状計画で問題なく耕作されると考えます。 現地確認委員は植野委員です。 2件目です。地図②利用権設定をご参照ください。 地区名は古市地区です。申請地は 古市1522番1 地目は田 面積 585㎡ 利用権設定に係る所有者、転借人他詳細につきましては、議案書のとおりですの

で、ご参照ください。

この案件は、借手が途中で解約され、契約期間の途中で今回の借手が決まったものです。

権利の設定は使用貸借権です。

期間につきましては、令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間です。

借手の方は従事年数が3年で、既に市内において借り受され営農中であります。現地は、以前草が茂っていて耕作されていない状況でしたが、草刈りをされ、耕作できる状態になっております。

借受地は約2万㎡近くあり、和歌山県、太子町にもあります。

機材は噴霧器、乗用モア、軽トラック、作物は、サツマイモ、桃、柿、主に和歌山で営農されていて、今後は大阪で主にされていくと聞いています。

実績を重ねながら、営農活動を進めていくことに今後も問題はないと考えます。

現地確認委員は、麻委員です。

3件目です。地図⑬利用権設定をご参照ください。

地区名は古市地区です。

申請地は古市1757番 地目は田 面積は 723㎡

古市1758番 地目は田 面積は 1,163㎡

利用権設定に係る所有者、転借人他詳細につきましては、議案書のとおりですので、ご参照ください。

新規案件で権利の設定は使用貸借権です。

期間につきましては、令和8年4月1日から令和18年3月31日までの10年間です。

借手の方は、73歳 従事年数は、55年、従事日数は200日間の計画です。

主な作物は水稻、借受地は2,289㎡で耕作されています。

機材は、トラクター、田植機、バインダー、ハーベスタ、運搬機、草刈機等。

現地の状況は保全されており問題ありません。機材と経験もあり、今後も支障無く耕作されるものと考えます。

現地確認委員は麻委員です。

4件目です。地図⑭利用権設定をご参照ください。

地区名は駒ヶ谷地区です。

申請地は大黒925番2 地目は畑 面積は 942㎡

大黒926番 地目は畑 面積は 274㎡

利用権設定に係る所有者、転借人他詳細につきましては、議案書のとおりですので、ご参照ください。

この案件は、借手が途中で解約され、契約期間の途中で今回の借手が決まったものです。

権利の設定は使用貸借権です。

期間につきましては、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間です。

借手は、36歳の方で、従事年数は2年間、認定新規就農者です。

従事日数は200日、主な作物はぶどう。借受地は3,355㎡あります。

機材は動力噴霧器、軽トラック。

現地はビニールや棚が残っており、草も若干茂っておりますが、耕作するには問題ないと考えます。

現地確認委員は、堀内副会長です。

5件目です。地図⑮利用権設定をご参照ください。
地区名は駒ヶ谷地区です。
申請地は誉田1484番 地目は畑 面積は152㎡外 7筆で議案書のとおりです。
利用権設定に係る所有者、転借人他詳細につきましては、議案書のとおりです
ので、ご参照ください。
新規案件で権利の設定は賃借権です。
期間につきましては、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間です。
借主は、23歳で農業従事年数が2年です。主な計画作物は、ぶどうです。
経歴は、農業大学を2年、そこでぶどう、トマト、ナス、オクラを栽培されております。
新規就農促進協議会に2年おられました。機材は、充電式噴霧器2台、半自動梱包
機1台、インパクトドライバー1台です。現地の状況は、ビニールシート、棚もあり、草
も手入れされています。
今後については、経験もありますので、計画的に営農を進めていくと判断します。

6件目です。地図⑯利用権設定をご参照ください。
地区名は駒ヶ谷地区です。
申請地は壺井155番1 地目は畑 面積は 1,332㎡
利用権設定に係る所有者、転借人他詳細につきましては、議案書のとおりですの
で、ご参照ください。
新規案件で権利の設定は使用貸借権です。
期間につきましては、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間です。
借主は、社会福祉法人と関連のある法人で、農業経験者が主となり営農計画に沿
ってにんにく、菊芋、さつまいも、モロヘイヤを作付け、収穫、販売までおこなってい
ます。以前から実績は当地で重ねてきており、周辺農地と支障無く、計画に沿って
耕作されるものと判断します。現地は細長い農地で半分程草が残っている状況で
すが、草を刈るなどして耕作地として利用するときいています。
現地確認委員は、吉田繁委員です。

7件目です。地図⑰利用権設定をご参照ください。
地区名は古市地区です。
申請地は南古市三丁目28番 地目は畑 面積は 271㎡
利用権設定に係る所有者、転借人他詳細につきましては、議案書のとおりですの
で、ご参照ください。
新規案件で権利の設定は使用貸借権です。
期間につきましては、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間です。
借り手につきましては、前件と同じ法人ですので、同様説明となります。現地は、畝が
立っており、ビニールシートにて保全しています。営農には問題はないと判断してお
ります。

8件目です。地図⑱利用権設定をご参照ください。
地区名は駒ヶ谷地区です。
申請地は大黒911番甲 地目は畑 面積は 1,580㎡
利用権設定に係る所有者、転借人他詳細につきましては、議案書のとおりですの
で、ご参照ください。
新規案件で権利の設定は使用貸借権です。

期間につきましては、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間です。
借り手につきましては、駒ヶ谷地区で、個人でも年々規模拡大されブドウ農地を耕作されて実績をつんでおられています。その方が代表を務める法人であります。
主な作物はぶどう、借受地8,500㎡ 機材は、軽トラック、動力噴霧器経験や実績もあり、地域の農家の方とも協力的に従事されているので、引き続き農業をするにあたっては、問題はないと考えております。

9件目です。9件図⑨利用権設定をご参照ください。地区名は、駒ヶ谷地区です。

申請地は駒ヶ谷749番1 地目は畑 面積は 78㎡

駒ヶ谷750番1 地目は畑 面積は 592㎡

駒ヶ谷752番 地目は畑 面積は 49㎡

駒ヶ谷753番1 地目は畑 面積は 221㎡

利用権設定に係る所有者、転借人他詳細につきましては、議案書のとおりですので、ご参照ください。

新規案件で権利の設定は使用貸借権です。

期間につきましては、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間です。

借手につきましては、年齢は45歳、従事年数は19年、雇用人数は3人で従事日数は300日、主な作物はぶどう、所有地 1,500㎡、借受地1万6592㎡

機材は軽トラック、加温器、動力噴霧器1台。

羽曳野市内で、既に営農されている農家さんで、年々実績重ねてきています。規模拡大となりますが、計画性、従事日数、雇用人数も十分対応でき支障なく耕作をつづけていけると判断します。

10件目地図⑩利用権設定をご参照ください。

地区名は駒ヶ谷地区です。

申請地は壺井253番1 地目は田 面積は 823㎡

利用権設定に係る所有者、転借人他詳細につきましては、議案書のとおりですので、ご参照ください。

新規案件で権利の設定は賃借権です。

期間につきましては、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間です。

借手については、さつまいもやイモ類を中心に作付け、販売をされている法人です。

近隣市町村にも借受地4万㎡あり、規模拡大を続けています。雇用人数5人、機材も貯蔵庫、収穫機等揃っており、計画的かつ効率的な農業をされることと判断いたします。

11件目です。地図⑪利用権設定をご参照ください。

地区名は西浦地区です。

申請地は広瀬93番1 地目は田 面積は 778㎡

広瀬94番1 地目は田 面積は 154㎡

広瀬95番1 地目は田 面積は 659㎡

広瀬85番1 地目は田 面積は 294㎡

利用権設定に係る所有者、転借人他詳細につきましては、議案書のとおりですので、ご参照ください。

新規案件で権利の設定は賃借権です。

期間につきましては、令和8年4月1日から令和18年3月31日までの10年間です。

借り手については、NPO 法人さんで、農業体験等、農業への関心を高めていただく取組として水稻を主に耕作を行うものです。農業の経験者を中心に従事年数5年の方で従事する日数が250日間で田植機等の機材を揃えて計画に沿って耕作をおこなっていくものです。計画的に無理なく、広く農業の経験を広める取組については、無理なく続けていかれるものと判断いたします。

12件目です。地図②利用権設定をご参照ください。

地区名は古市地区です。

申請地は古市1672番 地目は田 面積は 1,192 m²

利用権設定に係る所有者、転借人他詳細につきましては、議案書のとおりですので、ご参照ください。

新規案件で権利の設定は使用貸借権です。

期間につきましては、令和8年4月1日から令和13年3月31日の5年間です。

借受人については、近隣の市町村で営農をされている農家の方で、主な作付けとして水稻や露地野菜を計画されています。農業従事年数は40年、所有地は2,000 m²、機材は田植機や稲刈機を所有、長年従事されており計画について無理なく耕作をされるものと判断いたします。

13件目です。地図③利用権設定をご参照ください。

地区名は駒ヶ谷地区です。

申請地は飛鳥298番1 地目は田 面積は 651m²

飛鳥46番 地目は田 面積は 472m²

利用権設定に係る所有者、転借人他詳細につきましては、議案書のとおりですので、ご参照ください。

新規案件で権利の設定は賃借権です。

期間につきましては、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間です。

借り手については、32歳の農家の方で、従事年数は10年従事日数280日間で計画、国版の認定農業者でもあります。農園において9年程従事しています。

機材は軽トラ、動力噴霧器、チップパーを所有。主な作物はぶどう。長年従事していますので栽培から収穫まで、無理なく耕作され、継続的に行われるものと判断いたします。

14件目です。地図④利用権設定をご参照ください。

地区名は駒ヶ谷地区です。

申請地は通法寺164番 地目は畑 面積は 1,084 m²

利用権設定に係る所有者、転借人他詳細につきましては、議案書のとおりですので、ご参照ください。

新規案件で権利の設定は使用貸借権です。

期間につきましては、令和8年4月1日から令和13年3月31日の5年間です。

借手の方については、先ほどの案件と同じ法人で、説明としては同様の説明となり、営農上支障なく耕作されるものと判断いたします。

15件目地図④利用権設定をご参照ください。

地区名は駒ヶ谷地区です。

申請地は通法寺134番 地目は田 面積は 1,157m²

	<p>利用権設定に係る所有者、転借人他詳細につきましては、議案書のとおりですので、ご参照ください。</p> <p>新規案件で権利の設定は使用貸借権です。</p> <p>期間につきましては、令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間です。</p> <p>借手については、先程案件と同じ●●●●さんで、概要については先程の説明と同様です。</p> <p>現地も耕運機をいれて、良好な状態です。耕作においても問題無く、営農をされるものと考えます。</p> <p>以上15件につきましてご審議のほどよろしくお願いたします。</p>
奥野議長	1件目の駒ヶ谷地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、地元委員いかがですか。
地元委員	2月2日に現地に行ってまいりました。70代の方で非常に真面目で技術的にも問題ないと思います。
	以上です。
奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、地区委員も異議ないようですが、他の委員いかがですか。
他の委員	異議なし。
奥野議長	異議がないようですので、原案どおり承認いたします。1件目の古市地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、市長に承認の旨を回答いたします。
奥野議長	2件目の古市地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、地元委員いかがですか
地元委員	2日に行ってまいりましたが、草が生えて刈ってはあつて今話を聞いたらそれを処理するというので問題ないと思います。
奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、地区委員も異議ないようですが、他の委員いかがですか。
他の委員	異議なし。
奥野議長	異議がないようですので、原案どおり承認いたします。
	2件目の古市地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、市長に承認の旨を回答いたします。
奥野議長	3件目の古市地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、地元委員いかがですか
地元委員	1月30日に現地確認をしてきました。
	現地につきましては、一部ビニールハウス等ありますが、水路のすぐそばということで水稻の作付けには問題ないと思いますので、案件について支障はございません。
奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、地区委員も異議ないようですが、他の委員いかがですか。
他の委員	異議なし。
奥野議長	異議がないようですので、原案どおり承認いたします。
	3件目の古市地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、市長に承認の旨を回答いたします。

奥野議長	4件目の駒ヶ谷地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、地元委員いかがですか
地元委員	1月30日に現地確認いたしました。 ここはビニールシートがしっかり張られていまして、中は見ることはできなかったんですが、外から見る限りでは問題ないと思いますので、よろしくお願いたします。
奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、地区委員も異議ないようですが、他の委員いかがですか。
他の委員	異議なし。
奥野議長	異議がないようですので、原案どおり承認いたします。 4件目の駒ヶ谷地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、市長に承認の旨を回答いたします。
奥野議長	5件目の駒ヶ谷地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、地元委員いかがですか。
地元委員	これにつきましても2月2日に現地を確認してまいりました。 誉田地で柏原市との間にあるエリアで、池の南側で細かく区切っております。この方の親は駒ヶ谷に住んでおられまして、2、3年前にお父さんが亡くなられてましてその後次男がぶどうをやっていました。今回、サラリーマンということで日頃できないということで、新しく借受けていただくということになったようです。この方も若い真面目な人でよく知っておりますが、間違いなく良好に管理されて継続していくと思います。
奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、地区委員も異議ないようですが、他の委員いかがですか。
他の委員	異議なし。
奥野議長	異議がないようですので、原案どおり承認いたします。 5件目の駒ヶ谷地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、市長に承認の旨を回答いたします。
奥野議長	6件目の駒ヶ谷地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、地元委員いかがですか。
地元委員	これも1月31日に現地確認してまいりまして、少しちょっと雑草が残っているとと思いますが、また除草されると思いますので、期待できると思います。 以上です。
奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、地区委員も異議ないようですが、他の委員いかがですか。
他の委員	異議なし。
奥野議長	異議がないようですので、原案どおり承認いたします。 6件目の駒ヶ谷地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、市長に承認の旨を回答いたします。
奥野議長	7件目の古市地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、地元委員いかがですか。
地元委員	この件について1月30日に現地確認をさせていただきました。

	現地確認の際には玉ねぎが植わっておりまして、作付については良好な状態に保たれています。実績もある耕作者ですので今後営農についても問題ないと思います。 以上です。
奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、地区委員も異議ないようですが、他の委員いかがですか。
他の委員	異議なし。
奥野議長	異議がないようですので、原案どおり承認いたします。 7件目の古市地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、市長に承認の旨を回答いたします。
奥野議長	8件目の駒ヶ谷地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、地元委員いかがですか。
地元委員	これも1月31日に現地確認してまいりました。ビニールハウスが既に張られておりまして隙間がありまして、そこから見る限りではきれいに整地されていまして、何ら問題はないと思います。
奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、地区委員も異議ないようですが、他の委員いかがですか。
他の委員	異議なし。
奥野議長	異議がないようですので、原案どおり承認いたします。8件目の駒ヶ谷地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、市長に承認の旨を回答いたします。
奥野議長	9件目の駒ヶ谷地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、地元委員いかがですか。
地元委員	この所有者の方は90歳ぐらいなんですけども、だいぶあっちこっち減らしていってます。 借受人はもう15年以上も前に来られて新しい人の見本になるような青年で非常に一生懸命やっておられます。借受け人の住居の1軒隣がこの畑になっておりますので、間違いなくやっているとしたいと思います。 以上です。
奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、地区委員も異議ないようですが、他の委員いかがですか。
他の委員	異議なし。
奥野議長	異議がないようですので、原案どおり承認いたします。 9件目の駒ヶ谷地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、市長に承認の旨を回答いたします。
奥野議長	10件目の駒ヶ谷地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、地元委員いかがですか。
地元委員	これも1月31日に現地確認してまいりました。 これは美しく、機械も使われた後もありますので、問題ないと思います。 以上です。
奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。

地区委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、地区委員も異議ないようですが、他の委員いかがですか。
他の委員	異議なし。
奥野議長	異議がないようですので、原案どおり承認いたします。 10件目の駒ヶ谷地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、市長に承認の旨を回答いたします。
奥野議長	11件目の西浦地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、地元委員いかがですか
地元委員	去年の暮れにトラクターしてはったんですが、草は生えてるけど問題ないと思います。 以上です。
奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、地区委員も異議ないようですが、他の委員いかがですか。
他の委員	異議なし。
奥野議長	異議がないようですので、原案どおり承認いたします。 11件目の西浦地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、市長に承認の旨を回答いたします。
奥野議長	12件目の古市地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、地元委員いかがですか。
地元委員	この件について1月30日に現地確認をしてまいりまして。 現地の方は耕運されておりまして、作付けはありませんが今後十分に管理されられると思われまますので承認して問題ないと思います。
奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、地区委員も異議ないようですが、他の委員いかがですか。
他の委員	異議なし。
奥野議長	異議がないようですので、原案どおり承認いたします。 12件目の古市地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、市長に承認の旨を回答いたします。
奥野議長	13件目の駒ヶ谷地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、地元委員いかがですか
地元委員	これも1月31日に現地確認に行ってきました。 298番1の方は、草を刈りはったとこでブドウ作らはると思いますがこれから棚を作ると思います。46番の方はブドウの棚があるんですけども木を伐採されてこれから植栽され耕作されていきますので問題ないと思います。 以上です。
奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、地区委員も異議ないようですが、他の委員いかがですか。
他の委員	異議なし。
奥野議長	異議がないようですので、原案どおり承認いたします。 13件目の駒ヶ谷地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、市長に承認の旨を回答いたします。

奥野議長	14件目の駒ヶ谷地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、地元委員いかがですか。
地元委員	これも1月31日に現地確認してまいりました。 雑草はないけど入る道が狭いと思いますが、問題ないと思います。 以上です。
奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、地区委員も異議ないようですが、他の委員いかがですか。
他の委員	異議なし。
奥野議長	異議がないようですので、原案どおり承認いたします。 14件目の駒ヶ谷地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、市長に承認の旨を回答いたします。
奥野議長	15件目の駒ヶ谷地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、地元委員いかがですか。
地元委員	これは2月5日に現地確認しましたけれど、現時点で使ってないんですけどもそんなに雑草はないのでまたきれいになると思います。 以上です。
奥野議長	地元委員、異議ないようですが、地区委員いかがですか。
地区委員	異議なし。
奥野議長	地元委員、地区委員も異議ないようですが、他の委員いかがですか。
他の委員	異議なし。
奥野議長	異議がないようですので、原案どおり承認いたします。 15件目の駒ヶ谷地区の農用地利用集積等促進計画（案）の承認について、市長に承認の旨を回答いたします。
奥野議長	これもちまして、報告・議案の審議は終了いたします。

【閉会 15：00】